

フランスの宗教的中立性

小泉 洋一
(甲南大学)

国家の宗教的中立性についてのフランスの状況を研究報告するのが私の役割である。本報告は、フランスの宗教的中立性の内容とそれをめぐる最近の展開という二つの点を述べることにしたい。それが、他国やわが国での国家の宗教的中立性と比較するうえで有意義だと考えるからである。ところで、フランスにおいて、宗教的中立性という語は、憲法規定には現れておらず、それに代わって、フランス特有のライシテという語が用いられている。そこで二つの点に先立って、まずライシテと宗教的中立性との関係について簡単に述べなければならぬ。そして、それは、その点に触れることは、フランスの宗教的中立性がどのような状況から生じたかを認識するうえで重要であると思われる。

一 ライシテと宗教的中立性

(1) ライシテの二つの意味

ライシテは今日法学的概念となっているが、その語には、異なる次元の様々な意味が含まれており、あまり明確と

はいえない。その理由は、ライシテが、もともと、法的概念とはほど遠い、強い感情を伴う闘争的なイデオロギー概念として登場したことに由来する。ライシテは、その語源や思想的淵源はともかくとして、フランスの第三共和制の初めに、国家の非宗教化政策を強力に推進した共和派が旗印にした概念であって、しかもそれはアンチ・クリカリスムと呼ばれる反教権主義という考えを背景に持っていた。反教権主義とは、教会勢力が公的領域に介入し、影響を及ぼそうとする教権主義には反対する考え、主張であった。

このような教会勢力との闘争のイデオロギー概念としてのライシテの意味内容は、当然のことながら、あいまいであったが、当時の共和派が主張したライシテには、二つの意味、傾向に整理しうる。第一は、世俗権力と教会権力との分離を伴う国家の中立性という意味である。これによれば、ライシテと宗教的中立性は同意義となる。第二は、極めて攻撃的な反教権主義であり、国家の反宗教的イデオロギーあるいは無神論的思想というような意味である。これは、国家のライシズムとも呼ばれる。そして、第三共和制の下でのライシテの立法化には、それを企図した者によって、これらの二つの目的に分かれ、あるいは二つの側面があったといえる。これにつき、たとえば、次のように述べられている。「ある者はライシテを中立性とを同一視し、他の者はライシテに宗教の自由を可能にする方法よりは宗教を攻撃する手段を見いだしていた」と。

ライシテを第一の意味、すなわち宗教的中立性の意味で用いたのは、一八七九年から一八八五年にかけて、非宗教化政策の主導権をとった共和派のうちでもオボルチュニストと称された穏健派であり、その代表は、公教育のライシテを押し進めたジュール・フェリーであった。彼に近い共和派の一人は次のように述べていた。「すべての者に命じられる教育は、一部の者の信仰と衝突するおそれがあるてはならない。したがって教育はすべての宗教的選択から等しい距離を保たなければならない。すなわち教育は非宗教的であり、中立でなければならない」。ここで

は、明らかに、ライシテが信仰の自由を保障するための中立性と理解されている。

他方、ライシテを第二の意味、すなわち反宗教的イデオロギーの意味で唱えた者は、共和派のうちの急進派と彼らに協力した社会主義派——彼らこそがドレフュス事件後の修道会の規制などの非宗教化政策を推進した——にみられる。たとえば、社会主義派のヴィヴィアーニは、機関紙ユマニテに、「中立性は常に虚偽であった。確かに、それは、右翼の激しい怒りの最中に学校に関する法律を作り上げる時には、おそらく必要であった。法律の原則の妨げになった団結をなした一部の臆病者を安心させるために、この中立性の空想が約束された」と書き、また議会で、「われわれは、反宗教的な、しかも積極的、闘争的、好戦的に反宗教的な大学をつくること以外の計画を決して持たなかった」と発言していたのである。

(2) 立法化されてライシテ

先に述べたように、ライシテが立法化される時には、それは二つの意味、傾向を帯びていたのであるが、実際にライシテが法制度となった後、それはいかなる意味を持ったのか。この点につき、「ライシテは、確かな正当性を見いだすために、急速に中立性のライシテになった」(カトリック法学者連盟会長のドノリオの言葉)と言われるように、結論的に言えば、立法化されたライシテは、もっぱら宗教的中立性の意味で理解されたといえる。

まず、ライシテをもちこんだ法律自体が宗教的中立性の理念に立つことを示すものがある。ジャン・リヴェロによれば、ライシテの立法化は、ライシテからイデオロギー性を奪い、ライシテが個人の信仰の自由を尊重する中立性であるということを明らかに明らかにしたとされる。彼は、それを示すものとして、次の二つの点を挙げている。第一は、公教育から宗教教育を排除した一八八二年三月二八日のフェリー法であって、リヴェロは、一八八二

年法がライシテを控え目で簡潔な形で表していることや、フェリーが、その制定時に、教員に対し、法律をコメントして、生徒の信仰の自由の尊重を命じたことを指摘している。第二は、一九〇五年二月九日の政教分離法であって、リヴェロは、その二条が宗教の公認の禁止を定めながらも、その一条は宗教に関する自由を保障するという事実を指摘している。

さらに、フランスの行政裁判所であるコンセイユ・デタの判例が、宗教的中立性の意味でのライシテの理解を定着させた。やはりリヴェロによれば、「コンセイユ・デタの判例はあらゆるあいまいな点に終止符を打った。すなわち、ライシテは、コンセイユ・デタの見地からは、中立性であり、中立性のみである」とされている。コンセイユ・デタがこのような役割を果たした例として、鬭争的なライシテの概念に固執した地方の教育行政機関が、カトリック信者であることを理由に、ある者の教諭への採用拒否などの決定をした多数の事件に関する諸裁判例を挙げることができる。コンセイユ・デタは、いずれの事件においても、公務員の職務遂行における厳格な中立性の見地に立ちながら、行政当局の決定を取り消している。リヴェロは、この判例を高く評価しつつ、国家のライシテは公務員に対し職務遂行において厳格な中立を命じるが、中立性であるライシテは公務員に関する宗教信仰に基づくすべての差別を排除すると述べている。

最後に、ライシテは、宗教的中立性の意味において、憲法原則化された。まず、一九四六年四月一九日憲法草案一三条二項には次のような規定が見られた。「良心の自由及び礼拝の自由は、すべての信仰に対する国家の中立性により保障される。それは、とくに教会と国家の分離、並びに権力と公教育のライシテにより保障される」。この規定において、ライシテが憲法上明確にされただけでなく、ライシテや政教分離と並行して国家の宗教的中立性の語が採用されていたのは、注目される。

次いで、一九四六年一月二七日の第四共和制憲法は、「フランスは、不可欠の、ライックな、民主的かつ社会的な共和国である」(一条)と定め、「非宗教的」と訳される「ライック」という語で、ライシテを明らかにしたが、宗教的中立性は文言上明確にはしなかった。しかしながら、制憲議会での審議において、「ライック」という語は宗教的中立性の意味で理解されていた。一条の「ライック」という語は、委員会での草案審議において、共産党の修正案で規定に盛りこまれたが、委員会の総括報告者で、カトリック政党であったMRPのコスト・フロールは、その修正案につき、「われわれはこの修正を受け入れる。というのは、国家の中立性の意味に理解されるライシテは共和国の伝統に合致するからである」と述べていた。また制憲議会での他の議員の発言にも、ライシテを宗教的中立性に置き直しているものがあつた。

さらに、一九五八年一月四日の第五共和制憲法は、一九四六年憲法一条の規定を繰り返すとともに、それにつけ加えて次のように定めている。「フランスは、出生、人種または宗教による差別なく、すべての市民に対して法律の前に平等を確保する。フランスは、すべての信仰を尊重する」(二条)。この規定は、ライシテの結論として、宗教による差別の禁止とすべての信仰の尊重を重視したものと理解されている。だとすれば、憲法は、ライシテが宗教的中立性であるだけでなく、すべての信仰の平等、その尊重に重点の置いた中立性であることを明らかにしているといえる。

以上に述べたように、フランスにおいて、もともと反教権主義的なイデオロギーであつたライシテが、法の世界では、宗教の自由の保障のための宗教的中立性の意味で理解されており、しかも今日ではすべての信仰の平等、その尊重を重視する中立性となつてることが明らかになつた。

二 宗教的中立性の内容

(1) 序論

フランスの宗教的中立性の個々の内容を述べる前に、序論として、その内容の一般的な事柄につき、二つの点を指摘しておきたい。第一点は、フランスにおける宗教的中立性の論じられ方につき、まずことわっておかなければならないことである。ここで取り上げる中立性は、実は、フランスにおいて思想の自由あるいは意見の自由に関して論じられるもの、すなわち宗教のみならず、およそ個人の内心での精神活動についての国家の中立性とされるものであり、したがって、その中立性は、厳密に言うと、政治的、思想的中立性も含めて理解されるべきものである。しかしながら、実際には、フランスで論じられるこのような中立性のほとんどは、わが国に言われる宗教的中立性に該当するものばかりと思われるので、フランスでのその中立性をここでは宗教的中立性として述べることにしたい。

第二点は、国家の宗教的中立性の本質的意味ということである。これには、密接に結びつく二つの意味を指摘できる。第一は、宗教信仰の多様性を前提とした、すべての信仰に対する国家の不偏、あるいは国家の宗教信仰による差別の禁止ということである。アシュユイル・メストルは、「中立であることは、……語源にしたがえば、国家が様々な信仰形式の特定のものに判断を下さずに、その間で平等な均衡を保つことである」と述べ、またリヴェロも、「中立性という語は、国際的關係において、同時に、同盟も敵対も排除する。それは特定のイデオロギーに対し公役務が好意を示すのを許さない。中立性は、……社会に広まったイデオロギーのうち特定のものに公役務が敵対するのを禁じる」と述べている。第二は、国家の宗教領域への不介入という意味である。リヴェロは「中立国家、そ

れはイデオロギー領域でのすべての選択を断念し、世俗の管理に専念して、真理の追求を市民に任せる国家である。……ライックな国家は宗教領域においてこの中立性を採用する国家である」と述べている。しかしながら、いずれの意味においても、この中立性は宗教に關する自由の保障に不可分に結びつくものと考えられる。そしてフランスにおいて、今日、この中立性の目的は、公役務の円滑な運営とともに、個人の宗教に關する自由の保障にあることが強調されている。以上に述べたことは、いわば当然のことかもしれないが、この点をあえて確認しておくことは、フランスの宗教的中立性の内容や特徴を知るうえで重要と思われる。

ところで、今日の一般的な見解によれば、国家の中立性は二つのものに分類されている。その二つの中立性とは、論者によって用語は異なるが、憲法学者ジャック・ロベールによれば、消極的中立性と積極的中立性である。そこで、本報告では、消極的中立性と積極的中立性の分類に従い、中立性の内容を述べることにしたい。

(2) 消極的中立性

これにつき、ロベールは次のように述べている。「公役務は、公役務の利用者の意見に基づく彼らの間でのいかなる差別をしてはならない。そればかりか、公役務は意見を無視しなければならない」と。これを国家の宗教的中立性に置き直せば、消極的中立性とは、国家による、宗教信仰に基づく差別の禁止、さらに個人の宗教信仰の無視を意味するものといえる。消極的中立性については、その原則を適用した判例と、それを実現するための公役務の制度的整備とが指摘されている。以下、それを順に述べる。

a 判例 消極的中立性にかかわる判例は、コンセイユ・デタの一九四三年七月九日のフェラン判決である。

これは、当時のヴィシー政権の下での反ユダヤ主義を背景に、ある県の知事が、県のホテルの宿泊者名簿につき、

その中に宿泊者の宗教の欄を含ませた書式を定めたという事件において、その決定を違法であるとした判例である。今日のフランスにおいて、このような決定が許されないのは、良心の自由の保障などの観点から当然のこととされているが、この判例は、公役務が個人の宗教信仰を無視しなければならないこと、すなわち消極的中立性の原則をとくに明瞭に適用した例と位置づけられている。

b 消極的中立性に応じた公役務の整備

これは、公役務において国家による宗教の公認を示しているものがあり、それが、他宗教の者あるいは無宗教の者の公役務へのアクセスを妨げていたことを背景とする。そして、第三共和制の下で、公役務を完全に中立にするためにとられた一連の措置がこれに該当は、その主要なものは次のとおりである。

① 議会開会時の公的祈とうの廃止 公権力の関係に関する一八七五年七月一六日の法律——第三共和制の三つの憲法法律の一つ——三条三項は、「開会後の日曜日に、議会の運営に対する神の助けを求めるため、教会と寺院において公的祈とうがささげられる」と規定し、議会開会時の公的祈とうを定めていた。この公的祈とうは、英米の議会で行われていた宗教的慣行を弱めて模倣したもので、カトリック教会とプロテスタント教会で行われていたものであったが、一八八四年八月十四日の憲法改正によって廃止された。

② 公の建物からの宗教的象徴物の撤去 公の建物とりわけ一九〇四年には法廷、一八八二年には学校の教室から、十字架などの宗教的象徴物が撤去された。この点は、一九〇五年の政教分離法により公の場所における宗教的象徴物設置の禁止を見ることになる。すなわち「今後、礼拝に供される建物、墓地内の埋葬地、墓碑ならびに博物館または展覧会を除き、公共建造物またはいかなる公の場所にも、いかなる宗教的標章または象徴物も、これを揭示し、あるいは設置してはならない」（二八条）というものである。

③墓地、葬儀の中立化　これは、墓地がコミュニティとよばれる市町村の所有に属し、後述する葬儀の外的役務も市町村の公役務であることが前提となる。まず、墓地について、共和二年ブレイアル二三日（一八〇四年六月一二日）のデクレ一五条のは次のように規定していた。「複数の宗教が表明されている市町村においては、各宗教は個別の埋葬地を持たなければならない。一つの墓地しかない場合には、存在する諸宗教と同じ数の部分に、各部分に個別の入りを設置し、かつその場所を各宗教の住民数に比例させながら、堀、生け垣あるいは溝で墓地を分割する」と。この規定に基づき、カトリックの墓地、プロテスタントの墓地、ユダヤ教の墓地と、宗教により墓地が分離、差別されていたが、一八八四年一月一日法はこの一五条を廃止し、墓地を中立化した。その後、墓地の中立性は、一九〇四年二月二八日法が葬儀事業のうち、遺体の輸送、あるいは埋葬に必要な備品、職員の提供などの外的役務を市町村の公役務とし、この外的役務への宗教施設の関与を排除した（二条）ことよって、強化され、さらに、前述の一九〇五年法二八条は家族が墓地内の彼らの墓に宗教性を与えるという権利を維持しながらも、墓地の公的部分を厳格な中立性を確保したことにより、重ねて強化された。

他方、葬儀については、市町村の組織に関する一八八四年四月五日法が、死者の信仰あるいは死亡の状況を理由とする遺体の輸送方法や埋葬などにおける市町村による差別を禁止し（九七条四項）、次いで、葬儀の自由に関する一八八七年一月一日法が、葬儀に宗教性を与えるのを家族の自由委ねる一方で（三条）、市町村が宗教的葬儀が無宗教の葬儀かにより差別するのを禁止して（一条、二条）、行政の厳格な中立性を確保した。さらに、葬儀の中立性は、葬儀の外的役務の公的独占を定めた一九〇四年法が、葬儀に提供される公的設備の宗教的中立性などを明確にしたことよって、強化された。

④公教育の中立化　前述の一八八二年のフェリー法は公教育の教育過程から宗教教育を排除した（一条）。

⑤ 宗教の公認の禁止 一九〇五年の政教分離法は「共和国は、いかなる宗教に対しても、公認せず、給与を支給せず、補助金を交付しない」（二条）と規定した。

以上に消極的中立性の具体例を見た。それは、確かに、国家による宗教信仰の差別の禁止あるいはその無視を意味する場合であるが、さらに考えると、そこには国家の宗教領域への不介入、あるいは逆に宗教の公的領域への不介入という特徴をみることができる。その限りにおいて、消極的中立性は、ライシテ概念の背後にある反教権主義とのつながりを否定できず、いわばその延長上にも位置づけられるものといえる。

次に積極的中立性を述べることにしたい。

(3) 積極的中立性

これにつき、ロベールは次のように述べている。「公役務の中立性は、公役務による市民の意見の無視のみを前提としない。ある領域に介入しないことは、それを否認したり、それを少しも保護しないことを言おうとするものではない。中立性は、しばしば自由の保護のための国家の開かれた介入を要請する」と。また、リヴェロも、「中立性は宗教選択の自由を侵害するようなことをしないという義務にすぎないものではなく、それは、積極的内容を持ち、宗教選択をした者に対しその選択に従うことを可能ならしめるという義務を含んでいる」と明言している。そこで宗教的中立性についていえば、積極的中立性とは、宗教信仰による差別のない、国家による個人の宗教に関する自由の積極的保障であるといえる。この中立性の例として、三つの制度ないし判例が挙げられる。

a 施設付司祭 これは、学校、刑務所、病院など一定の公施設に専属する宗教家であって、その施設内で宗教儀式などを行う者である。施設付司祭の制度は、公施設内で恒常的に生活する者に彼らの宗教実践を可能ならし

めるものであり、積極的中立性の最も典型的な例とされている。一九〇五年法自体において、施設付司祭の役務の費用の市町村予算への計上の可能性が認められていた(二条)。そして、判例では、公施設内での礼拝の自由な執行の保障に施設付司祭が不可欠である場合にはその配置は義務づけられるとされ(一九四九年四月一日シャブノー判決)、さらに、とりわけ公立中等教育期間においては、一九五九年二月三一日法——公教育の生徒の宗教教育の自由の保障を強調する——判定以後、施設付司祭がかなり一般的に置かれている。

なお、施設付司祭と同様の考え方で理解されうるものに、国営テレビ、ラジオでの宗教法曹がある。コミュニケーションの自由に関する一九八六年九月三〇日法五六条の「(アンテナ2)は、フランスで実践されている主要な宗教に割り当てられる宗教的性格をもつ放送を、日曜日の朝に、番組編成する。この放送番組は、その宗教の代表者の責任の下に製作され、礼拝儀式あるいは宗教の解説の中継放送の形式で放映される」という規定に基づき、現在イスラム教、ユダヤ教、プロテスタントおよびカトリックのテレビ宗教番組が放映されている。これにつき、とりわけ、動くことのできない病人、身体障害者、高齢者のために、ラジオ、テレビで宗教放送が確保されなければならないと言われている。

b 良心的兵役拒否 これは、国家役務法典を構成する一九八三年七月八日法六条の一の規定によれば、「良心の理由から、武器の個人的使用に反対であることを表明する」兵役義務者に、他者と異なる代替役務を行うことを許す制度である。この場合、国家は、特定の者のための特別規定を定めることにより、良心の自由の積極的な保障をするようになる。もともとフランスでは、良心的兵役拒否は、一九六三年に初めて、しかも制限的に、法制度化され、一九八三年法においてやや改善されたものの、依然他の諸国と比べると制限的になっており——たとえば代替役務の期間は兵役期間の二倍であること——、この点、宗教に関する自由を完全に保障しているのかという疑

問が指摘されている。

○ 祭儀の尊重　これに関し、コンセイユ・デタの一九三六年三月二七日のヴァラシエンヌのユダヤ教団体事件の判決が注目される。この判決は、ある市町村が食肉のと殺につき特定の方法を定めたところ、それがユダヤ教徒に対し、ユダヤの律法に則ったと殺を行うのを不可能にしたという事件において、コンセイユ・デタがその決定を取り消したというものである。この判決につき、宗教を認識しようとしなことが、甚だしく良心を傷つける場合には、宗教を考慮する必要性を認めたものとされている。

以上に述べた積極的中立性につき、三つの特徴を指摘したい。

第一は、積極的中立性の前提には、わが国ではあまり一般的ではない良心の自由（あるいは意見の自由）についての考え方があるということである。それは、いわば積極的権利としての良心の自由、あるいは良心の自由についての市民間の実質的平等とでもいうべき考え方である。実は、フランスにおいては、良心の自由の保障が、国家に対し、市民の意見に基づく差別をしないことだけでなく、一定の場合に積極的行為を要請するという考え方は一般的である。そしてその中には、良心の自由の市民間の実質的平等を確保するための、自由が奪われるおそれのある者への差別的取扱を必要づける見解も見られる。たとえば、リヴェロは「法が同一であることが、ある者に彼らの良心に対し認めがたい抑制を強いるため、市民間の平等が破られ、意見の自由が否認されるような場合には、私人の選択を区別し、それに異なる法を適用しなければならない」と述べている。

第二は、第一の点とも関連するが、積極的中立性には、絶対的な、あるいは厳格なライシテ、宗教的中立性というものを、宗教に関する自由の保障の観点から緩和するという面が見られるということである。実は、フランスにおいて、厳格な宗教的中立性は宗教に関する自由を妨げるので、それは自由の保障の観点から限界づけられるとい

う見解もかなり一般的である。そして、積極的中立性は、このような考えから、消極的中立性の例外を認めるものと位置づけることもできる。第三は、積極的中立性と本来のライシテ概念との関係に關してである。以上に述べたことから判断できるように、積極的中立性とは、反教権主義とつながりがあるどころか、まさに逆の考え方であるといえる。また、この中立性には、本来のライシテ概念にはあまりなかった要素が見られる。それは、国家による信仰の多様性の尊重という要素である。とりわけ、前述の際儀の尊重には、信仰の多様性を尊重するという色合いが濃いと思われる。そして、積極的中立性は、この面において、多様性による中立性と呼ばれることもある。

以上に述べたフランスの宗教的中立性の内容をふまえ、次に、それをめぐる最近の具体的問題をとおして、その新しい展開を述べてみたい。

三 宗教的中立性をめぐる新しい展開

(1) 背景

フランスにおけるこの新しい展開は、多分に宗教に關するフランス社会の変化を背景とするように思われる。フランス社会の変化については多数の点が指摘されているが、ここでは三つの点を挙げておきたい。

第一は、カトリック教会の変化である。今日、カトリック教会は、宗教信仰の多様性やライシテを認めるようになった。

第二は、教会あるいは宗教に対する世論の変化である。フランス社会が世俗化する一方で、今日、反教権主義の強かった頃とは異なり、世論は、教会が平和、人権、第三世界などの問題にかかわるのに好意的になった。また、

公立学校でカテシズムではない宗教文化あるいは諸宗教の歴史を教えることに賛成する者も少なくなく、最近では、従来、教育のライシテを推進してきた諸団体の指導者のなかにもその賛成者が見いだされるようになった。そして、このような状況のなかで、様々な立場の者によるライシテの概念の再検討に関する多数の文献が現れている。

第三は、フランス社会における宗教的多様性の増大である。マグレブ諸国などイスラム教国からの移民の受け入れにより、フランス国内でのイスラム教徒が大きく増加した。ある統計によれば、フランスの人口五八〇〇万人のうち、三〇〇万から四〇〇万人がイスラム教徒と推定されている。——なおカトリックは人口の八〇%、プロテスタントは八五万人、ユダヤ教徒は五〇万人から七〇万人といわれている。——この結果、フランス社会は、今までにない宗教的多様性に直面している。このような変化を背景に、宗教的中立性をめぐる新しい展開が、とりわけ中立性の要請が強いとされている公教育の場で、示されている。ここでは、次に、法的側面でのそのあらわれと目される二つの例を採りあげることにした。

(2) カテシズムのための休日

この休日については、少し説明が必要である。第一に、一八八二年法は、「公立初等学校は、親が希望する場合、子供に対し学校施設外で宗教教育を施すことができるようにするため、毎週、日曜日以外の一日を休日とする」(二条)と規定し、カテシズムのための休日を定めている。なお、これも積極的中立性の色彩の濃い制度といえる。第二に、この休日は、一九七二年以降、水曜日とされてきているが、最近、とりわけ中等教育機関では、土曜日に移される傾向がある。その背景には、多数の家庭が、週末のレジャーを可能にするための土曜日の休日を望むようになったという事実がある。しかし、他方では、教会関係者の間では、土曜日の休日では実際上カテシズムが妨げ

られるため、それに反対が強いという事情もある。

ここで採りあげる判例は、以上の事情を背景とする。その事案は、ある県の教育行政機関が、その管轄内のある市の公立初等学校数校につき、土曜日の授業を水曜日の午前中に移すことを許可する決定をしたところ、その教区のカトリック司教らが、行政裁判所にその決定の取り消しを求める訴えを提起したというものである。この事件に關し、一九八八年六月九日のオルレアン地方行政裁判所の判決も、一九九〇年七月二七日のコンセイユ・デタの判決も、結論として、土曜日から水曜日への授業日の変更の許可決定を取り消した。その判決理由は、主として、一八八二年法の実施のための行政立法と、他の学校教育の法律の実施のための行政立法との相互關係にかかわることであるので、ここでは省略するが、結果として、判例には、休日が土曜日か水曜日かの論争に、教会のカテシスムに有利な解決を示したことは明らかである。また注目すべきことに、オルレアン地方行政裁判所は、判決理由において、一八八二年法二条を「一般的射程範囲を持ち、憲法的価値を持つ規定」と性格づけ、宗教教育へのアクセスを重視している。

したがって、この判例において、少なくとも、教育の宗教的中立性に関し、宗教教育の自由の保障を重視する考え方を見ることができると思われる。

(3) スカーフ事件

さらに興味深いのは、イスラム教徒のスカーフ事件と呼ばれるものである。これは、公立中学校の三人の女生徒が、女性イスラム教徒が髪を覆い隠すためのスカーフを着用し始め、しかも学校当局の説得にもかかわらず、授業中にもそれを外さなかったため、校長が彼女らの出席を禁止したという事件である。当然のことながら、この事件

は、教育における厳格なライシテの遵守を求める者と生徒の信仰の自由の保障を求める者との間で、論争を引き起こしたが、さらにこの事件は、フランス社会への移民の同化という別の大きな問題にもかかわったため、とくに大きな論議を呼んだ。

教育大臣は、この非常に微妙な問題に対応するため、まず内閣の名でコンセイユ・デタに対し、公立学校における生徒による宗教的標章となるものの着用についてのライシテとの適合性などについて意見を求めた——コンセイユ・デタは、行政訴訟の最上級裁判機関であると同時に、今日でも諮問的行政機関としての性格をもっている——。これに応じて、コンセイユ・デタは、一九八九年一月二七日に意見を答申した。このコンセイユ・デタの意見では、教育のライシテ、あるいは子どももの信仰の自由や表現の自由に関する多数の実定法上の規定を、国際条約も含め、列挙するとともに、それに基づいて、ライシテの内容、また子どももの自由の内容を詳細に検討しているのが注目されるが、ここではほとんど省略する。ただここで注目すべきことは次のコンセイユ・デタの判断である。

「教育のライシテは、一方では教育過程と教員にとり教育の中立性を尊重し、他方で生徒の信仰の自由を尊重して、教育が施されることを命じる。……

生徒に認められる自由は、多様性および他者の自由を尊重しながら、教育活動、教育課程の内容ならびに規則正しい出席の義務を損なわずに、学校内で自己の宗教信仰を表現する権利を含む。……

学校において生徒がある宗教に属することを表明しようとする標章の着用自体は、それが宗教信仰の表明、表現の自由の行使を構成する限りで、ライシテの原則とは抵触しない。しかし、この自由は、生徒に次のような宗教所屬の標章を公然と見せびらかすのを許すものではないであろう。すなわち、その標章が個人で着用されているか、または

集団でかという状況により、あるいはその誇示的または権利要求的性格により、それが圧力、扇動、勧誘、宣伝行為を構成し、生徒または他の教育共同体の構成員の尊厳と自由を侵害し、彼らの健康または安全を危うくし、教員の教育活動および教育的役割を妨げ、ついには学校を危うくし、教員の教育活動および教育的役割を妨げ、ついには学校における秩序あるいは公役務の正常な運営を混乱させるようなものである。」

この意見において、公立学校においてある宗教に属することの標章となるものを着用することが、条件つきながら、宗教的中立性とは抵触しないことが明らかにされている。この注目される点において示される、宗教的中立性をめぐる新しい展開に関し、二つの点を指摘しておきたい。

第一は、コンセイユ・デタによるその判断の根拠となる、学校内で宗教信仰を表明する生徒の権利である。コンセイユ・デタの意見は、信仰の自由をライセンスに優越させるとともに、信仰の自由からこの権利を導き出している。もっとも信仰の自由をライセンスよりも優越させること自体は、今日の宗教的中立性についてのとくに新しい考えとはいえないが、学校内で宗教信仰を表明する生徒の権利は、ここで初めて認められたものである。

第二は、多様性の尊重という点である。スカーフ事件が宗教的、文化的少数者であるイスラム教徒に関するものであることを想起すれば、コンセイユ・デタの意見は、従来よりさらに、宗教信仰の多様性の尊重、さらに一般的にいえば、フランスにおいて「差異への自由」と称されるもの——文化的、宗教的、言語的少数者が自らの差異を主張しうる権利——、すなわち少数者の権利保護からライセンスの内容を考える傾向が強くなっているといえる。この点、最近の学説には、ライセンスは、中立性よりはむしろ多様性あるいは寛容の概念の方に結び付くとまでいえるものがある。

コンセイユ・デタの意見は、このように、宗教的中立性に関し、今までにない展開を示しているといえるが、そ

の反面、だからこそ、今日のフランスの宗教的中立性が本質的に持っている問題点を明確にしていると思われる。それは、宗教的中立性がかかわる場面での個人の信仰の尊重や信仰の自由の保障の限界ということである。実は、この点は、積極的中立性と呼ばれるものにおいても問題となる事項であるが、積極的中立性を強調する学説においても、必ずしも明確でない。そして、コンセイユ・デタの意見も、信仰の自由の保障の限界を指摘しているが、明確に限界づけているとはいえない。ところが、この限界を認識することが、新しいライシテや宗教的中立性の全体像を理解するうえで極めて重要であると思われる。にもかかわらず、そのライシテや宗教的中立性が多くの論議の対象となっているわりには、その限界が現在のところ不明確であるため、フランスの宗教的中立性は具体的にかなり不明確であるといえる。そして、この新しいライシテや宗教的中立性の概念は、今後コンセイユ・デタの判例により明確にされうるであろうなどと言われている。

四 結 び

以上に述べたことをふまえ、一つの点だけを指摘して、それを結びに代えさせていただく。

フランスの宗教的中立性は、反教権主義を背景とする厳格な国家のライシテを前提としていることを忘れてはならず、今日でもその消極的側面においてそれは明確である。しかしながら、今日では、宗教的中立性はそのみならず、ますます個人の信仰の自由、平等の保障の重視の傾向が強くなっている。

（付記）

本報告が扱ったテーマのより詳細については、次の論文を参照されることを願う。小泉洋一「フランスにおける国家の宗教的中立性」『甲南法学三』二巻一・二号一頁以下（一九九二）。